

4訂

農業委員・推進委員 活動マニュアル



全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 全国農業会議所

はじめに

全国の農業委員会が直面している課題とは何でしょうか。それは、程度の差はありますが、地域の農地を耕す人が少なくなり、農地の確保と有効利用が困難になってきていることです。そして、その課題解決に向けて、農業委員会が取り組まなければならないのが「農地利用の最適化」です。

「農地利用の最適化」とは、①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進——の三つの取り組みを指します。これは、言い換えれば「今耕されている農地を、耕せるうちに、耕せる人へつないでいくこと」であり、そのためには、地域の農地の所有者等の意向を把握し、集落の話し合いなどで誰がどの農地を活用するか方向性をつけることが大切になります。

農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、令和7年3月末までに、全国1万8633地区で、地域農業の将来図である「地域計画」が策定されました。

農業委員・農地利用最適化推進委員は「地域計画」の実現に向けた調整役・推進役として大きな期待が寄せられており、その期待に応えるためには自らが行う業務についての知識の修得が必要です。

このマニュアルは、「農地利用の最適化」の進め方を整理するとともに、農業委員会の基礎知識を盛り込んで、農業委員・推進委員向けに分かりやすく説明したものです。農業委員・推進委員はもとより、農業委員会関係者はこのマニュアルを参考に、農地利用の最適化に取り組んで頂ければ幸いです。

令和7年6月

全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 全国農業会議所

農業委員・推進委員 活動マニュアル

I 農業委員会の基礎知識

- 1 農業委員会組織とは 6
- 2 農業委員会とは 6
 - 1) 農業委員会の設置 6
 - 2) 農業委員会の構成 8
 - 3) 農業委員会の組織 12
- 3 農業委員会に期待される役割 13
 - 1) 農地の有効利用 13
 - 2) 担い手の育成 13
 - 3) 行政機関等への意見の提出 13
 - 4) 地域に根ざした活動 14
 - 5) 農業に関する情報提供 14
- 4 現場活動を円滑に進めるために 15
 - 1) 活動の心構え 15
 - 2) 農会長など地域団体の役員と顔合わせ 16
 - 3) 地域の農業者への相談対応 17
- 5 農業委員・推進委員として注意すべきこと 19

II 農業委員会の活動

- 1 農業委員会の業務 22
 - 1) 農地の確保と有効利用（農業委員会法第6条第1項） 22
 - 2) 農地等の利用の最適化（農業委員会法第6条第2項） 22
 - 3) 農業の担い手の育成・確保と情報提供（農業委員会法第6条第3項） 22
 - 4) 農業者の代表として地域の課題解決への取り組み（農業委員会法第38条） 22
- 2 農地利用の最適化（農業委員会法第6条第2項等業務） 24
 - 1) 農地利用の集積・集約化 24
 - 2) 遊休農地の発生防止・解消 27
 - 3) 新規参入の促進 34

3 関係法令に基づく業務（農業委員会法 第6条第1項業務）	38
1) 農地法に基づく業務	38
2) 農業経営基盤強化促進法（基盤法）に基づく業務	39
3) 農地中間管理事業の推進に関する法律（機構法）に基づく業務	39
4) 農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づく業務	40
5) その他の法律に基づく業務	40
4 その他の業務（農業委員会法 第6条第3項業務）	42
1) 農業経営の合理化の支援	42
2) 調査、情報の提供活動	42
5 日々の活動の記録と共有	43
1) 最適化活動は日常活動から	43
2) 実施した活動は記録に残そう	43
3) 活動記録は毎日記帳しよう	46

Ⅲ 「地域計画」の実現・ブラッシュアップ （見直し）に向けた活動

1 「地域計画」の実現に向けて	48
1) 「地域計画」の実現に向けた農業委員会の役割	49
2) タブレットを活用しましょう	49
2 「地域計画」策定までのステップ	50
ステップ1 アンケートや戸別訪問による意向把握	50
ステップ2 目標地図の素案の作成	56
ステップ3 関係者による「協議の場」の設置	57
ステップ4 「地域計画」の策定	58
ステップ5 「地域計画」の実現	59
3 令和7年度以降の「地域計画」の取り組み	61
1) 市町村や関係機関・団体等との推進体制の構築	61
2) 農業者を交えた地域の話し合いの継続	62
3) 「地域計画」の実現に向けた取り組み	62
4) 「地域計画」のブラッシュアップに向けた取り組み	64
5) 「地域計画」の周知（地域への浸透）	65

I 農業委員会の基礎知識

農業委員会の基礎知識

1 農業委員会組織とは

農業委員会等に関する法律（農業委員会法）に基づいて設置されている3段階の組織です。

- ① 農業委員会（市町村に置かれる行政委員会）
- ② 都道府県農業委員会ネットワーク機構（法律に基づいて都道府県知事の指定を受けた法人）
- ③ 全国農業委員会ネットワーク機構（法律に基づいて農林水産大臣の指定を受けた法人）

2 農業委員会とは

1) 農業委員会の設置

市町村ごとに設置が義務付けられています。

※東京都の特別区、政令指定都市の区も同様です。

市町村又は農地の面積が著しく大きい市町村では……

市町村面積 24,000ha 超
又は
農地面積 7,000ha 超

市町村内に
2つ以上の農業委員会を
置くことができます。

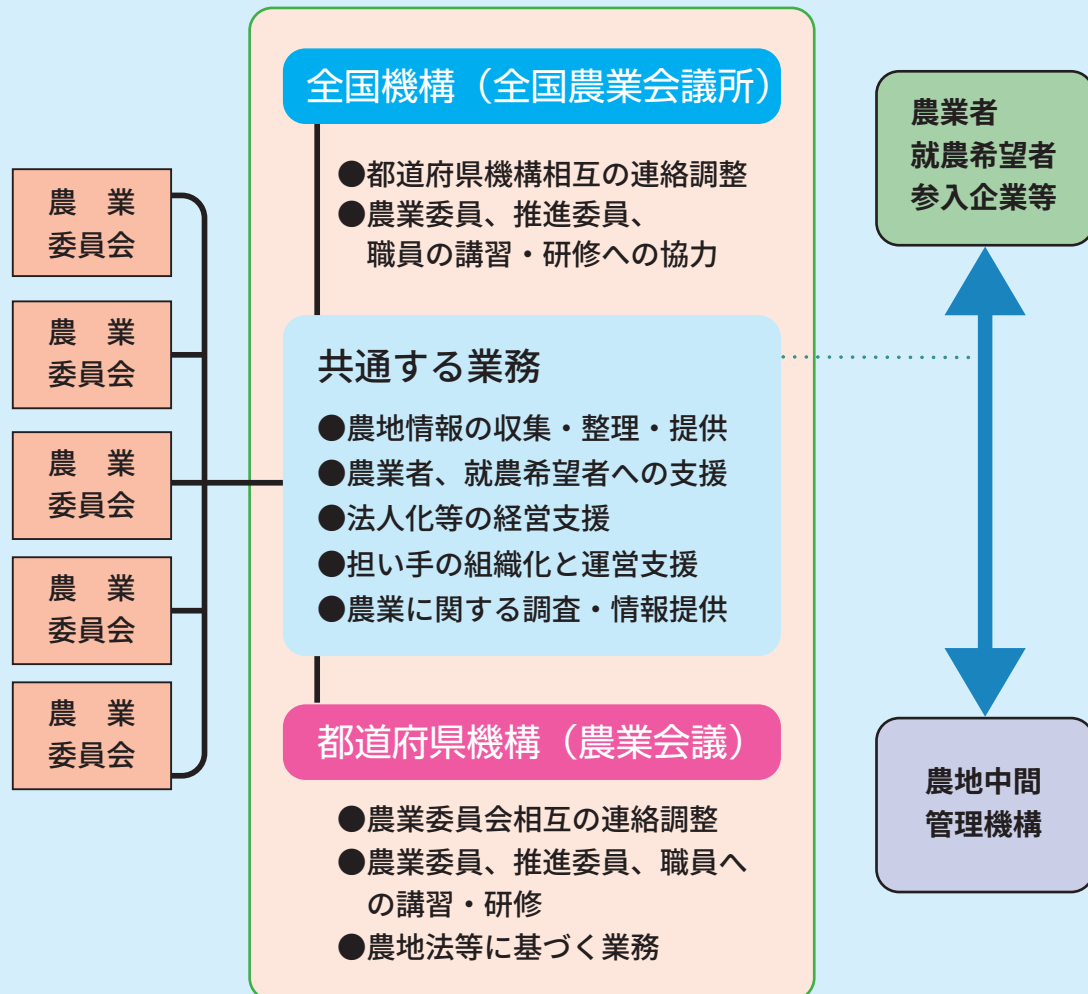
例外 農地が全くない市町村

農地面積が著しく小さい市町村
(北海道800ha以下、都府県200ha以下)

農業委員会を
置きません。

農業委員会を
置かないことが
できます。

農業委員会ネットワーク機構の組織と業務



都道府県農業委員会ネットワーク機構とは

農業委員会ネットワーク業務を行うため、都道府県知事の指定を受けた法人。

都道府県農業会議が指定を受けており、農業委員会相互の連絡調整、農業委員、農地利用最適化推進委員、職員への講習・研修、管内農地情報の収集・整理・提供等の業務を行います。

全国農業委員会ネットワーク機構とは

農業委員会ネットワーク業務を行うため、農林水産大臣の指定を受けた法人。

一般社団法人全国農業会議所が指定を受けており、都道府県機構相互の連絡調整、農業委員、農地利用最適化推進委員、職員の講習・研修への協力、その他都道府県機構に対する支援等の業務を行います。

2) 農業委員会の構成

農業委員会は、農業委員で組織するほか、農地利用最適化推進委員を置いています。農業委員と農地利用最適化推進委員は、特別職の地方公務員（非常勤）です。

農業委員

農業者等の推薦・募集の結果を尊重して、市町村長が議会の同意を得て任命します。

(1) 任命要件

- ① 農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適切に行うことができること
- ② 原則として、認定農業者等（注）が過半数を占めること
- ③ 中立委員（利害関係を有しない者）が含まれること（1名以上）
- ④ 青年・女性の積極的な登用に努めること

（注）農業委員会の区域内の認定農業者の数が少ない等の場合は、農業委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者（過去に認定農業者等であった者、認定農業者の農業に従事し、経営参画する親族、認定新規就農者、集落営農組織の役員等）とすることができる例外規定が設けられています（農業委員会法施行規則第2条）。

(2) 定数

区 分		委員定数の上限
(1) 次のいずれかの農業委員会 ①基準農業者数が1,100以下の農業委員会 ②農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	14人
	推進委員を委嘱しない農業委員会	27人
(2) (1)および(3)意外の農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	19人
	推進委員を委嘱しない農業委員会	37人
(3) 基準農業者数が6,000を超え、かつ、農地面積が5,000ヘクタールを超える農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	24人
	推進委員を委嘱しない農業委員会	47人

※定数は、農業委員会法施行令第5条で定める基準に従い、条例で定めます。

(3) 任期

農業委員の任期は3年です。